平成２３年（フ）第１７４１８号
東京都大田区蒲田５丁目37番１号　ニッセイアロマスクエア３階、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区西蒲田６丁目36番11号
破産者　ＥＶＧＩＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４９０号
東京都大田区田園調布４丁目27―16
破産者　相澤　政宏
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５号
東京都港区赤坂１丁目３番６号
破産者　株式会社技報堂
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９３号
東京都立川市柴崎町２丁目５番４号マンション星美302
破産者　株式会社キューズネットワーク
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３９４号
東京都立川市柏町１丁目29番地の７
破産者　土屋　　久
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１００号
埼玉県春日部市牛島58番地19パレスステーションシミズⅡ―102、開始決定時の住所埼玉県越谷市大字船渡2084番地
破産者　浅子　芳雄
１　決定年月日　平成24年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
広島県広島市中区舟入本町11―10―２　第18友建ビル501号室、住民票上の住所新潟市中央区関屋本村町２丁目281番地１
破産者　池田　信義
１　決定年月日　平成24年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７６号
青森市大字高田字朝日山809番地210
破産者　倉水　佑光
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
茨城県結城郡八千代町大字平塚1615番地
破産者　野村　清一
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９３号
茨城県結城郡八千代町大字平塚1615番地
破産者　野村　宏次
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１１８号
福井県大野市水落町６番７号
破産者　金森　啓造
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
福井市大宮３丁目21番19号　重藤荘５号室
破産者　奥田　敬高
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
北海道伊達市大滝区北湯沢温泉町86番地１　白樺団地
破産者　吉田　　彰
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１８０５号
北海道千歳市住吉１丁目６―11　メゾン・ラ・ファイエット103号室、開始決定時の住所北海道恵庭市大町１丁目８番８号
破産者　新岡　栄一
１　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
２　一般調査期日　平成24年11月14日午後１時30分
平成24年10月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０６号
札幌市白石区南郷通９丁目南２番15―405号
破産者　新岡　繁美
１　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
２　一般調査期日　平成24年11月14日午後１時30分
平成24年10月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２００号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字川南21番地
破産者　中野ひとみ
１　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
２　一般調査期日　平成24年12月６日午前11時30分
平成24年10月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０号
福井市上北野１丁目20番３号、旧住所福井県丹生郡越前町江波第128号60番地
破産者　北川　義弘
１　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
２　一般調査期日　平成24年12月18日午後１時
平成24年10月９日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
福井県越前市国中町第63号15番地の１
破産者　見延清左エ門
１　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
２　一般調査期日　平成24年12月４日午後２時10分
平成24年10月９日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
長野県上田市常田１丁目９番13号　雅ビル、前住所長野県上田市中之条30番地４
破産者　白石　文彦
１　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
２　一般調査期日　平成24年12月18日午後１時35分
平成24年10月９日　長野地方裁判所上田支部